

## 仕様書

### 1 委託業務名

令和5年度エシカル消費普及啓発に係るチラシ・ポスター制作業務

### 2 履行期間

契約締結日から令和5年12月6日（水）まで

### 3 業務の概要

エシカル消費普及啓発に係るチラシとポスターの内容、デザイン、レイアウトを企画し、指定する部数を作成・納品してください。また、作成したチラシとポスターのデータも併せて納品してください。

### 4 納入場所

三重県栄町庁舎3階（三重県津市栄町1丁目954番地）

### 5 成果物

- (1) チラシ、ポスター
- (2) 上記のPDF及びJPEGデータ

### 6 成果物について

チラシ、ポスターの内容、デザイン、レイアウトについては「8 業務の詳細について」に基づき、提案ください。また、印刷前に校正（文字、色調等について）を3回以内で行うこととします。

#### 【チラシ】

- ・規格：（出来上がりサイズ）A4判縦型  
（紙質）再生コート紙又はコート紙（12（3）特記事項による）、四六判  
90 kg
- ・刷版：CTP版又はPS版
- ・印刷方式：オフセット（インクジェットプリンター可）
- ・紙面の構成：片面
- ・印刷色数：4色（フルカラー）
- ・納品部数：1,500部

## 【ポスター】

- ・規格：(出来上がりサイズ) B1、B2 版縦型  
(紙質) 再生コート紙又はコート紙(12(3)特記事項による)、四六判  
135 kg
- ・刷版：CTP版、PS版、インクジェットプリンター(どれでも可)
- ・印刷方式：オフセット
- ・紙面の構成：片面
- ・印刷色数：4色(フルカラー)
- ・納品部数：B1、B2 各2部

## 7 納品期日

令和5年12月6日(水)16時まで

## 8 業務の詳細について

### (1) 内容について

エシカル消費の「人や社会への配慮」、「環境への配慮」、「地域への配慮」に関する消費のありかたに注目したものとすること。

具体的には、商品購入の際、商品が届くまでの背景や廃棄された後の影響を考え、行動変容を促すことが期待できるような内容を心掛けること。

また、チラシには下記の例を参考に、人や社会、地域に配慮した事例を中心にエシカル消費の行動について触れることとします。

### (人や社会に配慮した消費活動の例)

- ・フェアトレード認証商品を購入する
- ・売上金の一部が寄付につながる商品を購入する
- ・障がい者支援につながる商品を選択する など

### (地域への配慮の例)

- ・地産地消
- ・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- ・伝統工芸品を購入する など

### (環境に配慮した消費活動の例)

- ・エコ商品を選ぶ
- ・お買物のときにレジ袋の代わりにマイバッグを使う
- ・資源保護の認証がある商品やCO2(二酸化炭素)削減の工夫をしている商品

を購入する

- ・マイボトルを利用する
- ・食品ロス を減らす、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと
- ・電球を省エネ LED に交換する
- ・地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底する など

(2) デザイン・レイアウトについて

- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもがわかりやすいデザイン・レイアウトとすること。
- ・人の目にとまるようなビジュアルを念頭に置くこと。

(3) 最終校正データの作成・納品

最終校正データをPDFデータ形式及びJPEGデータで納品すること。  
(メールでの送付可。)

## 9 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとします。
- (2) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとします。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 発注所属に報告すること。
  - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害

が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 12 その他

- (1) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項は、双方が誠意をもって協議の上、定めることとする。
- (3) 特記事項

本調達に係る印刷については「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷に係る「判断基準及び配慮事項」は”国基準等を準用”している)ので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定に定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)22-2印刷」の「判断基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。